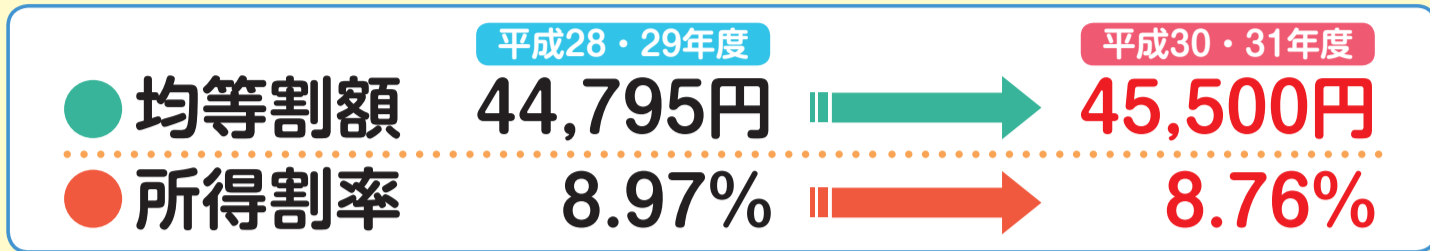


後期高齢者医療制度 平成30年4月から保険料率などが変わります

※「後期高齢者医療制度」は、75歳以上の方(65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方を含む。)を対象とした医療保険制度です。

● 平成30・31年度の保険料率



● 平成30年度以後の年間保険料の限度額



保険料の計算方法

4月から翌年3月までを1年間として、年間保険料が計算されます。限度額は、**62万円**です。

年間保険料額 = ● 均等割額 + ● 所得割額

45,500円

(総所得金額等^{※1} - 基礎控除(33万円)) × 所得割率8.76%

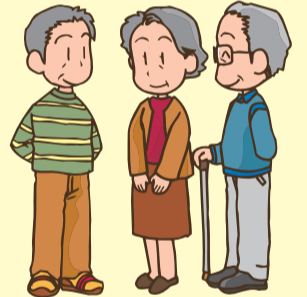
※1 総所得金額等とは、「公的年金収入 - 公的年金控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」等で算出される金額のことで、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。

また、退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額)も総所得金額等に含まれます。

● 保険料の決定通知書は、7月(広島市は8月)中旬にお手元にお届けします。

保険料の軽減

次の所得の世帯の方や健保組合等の被扶養者であった方には、以下の軽減措置があります。



● 均等割額の軽減について

5割・2割軽減については、軽減対象の所得基準額が引き上げられます。

- ・5割軽減 (変更前) 33万円 + 27万円 × 世帯内の被保険者数 → (変更後) 33万円 + 27万5千円 × 世帯内の被保険者数
- ・2割軽減 (変更前) 33万円 + 49万円 × 世帯内の被保険者数 → (変更後) 33万円 + 50万円 × 世帯内の被保険者数

世帯主及び世帯内の被保険者の前年中所得の合計額		軽減後の均等割額	
33万円以下	世帯内の被保険者全員の所得額(公的年金の所得は控除額を80万円として計算)が0円となる場合	9割軽減	4,550円/年
	上記以外の場合	8.5割軽減	6,825円/年
「33万円 + 27万5千円 × 世帯内の被保険者数」以下の場合		5割軽減	22,750円/年
「33万円 + 50万円 × 世帯内の被保険者数」以下の場合		2割軽減	36,400円/年

※ 所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り15万円を限度として控除があります。

※ 判定の際「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。

※ 所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。

※ 軽減判定は、賦課期日(各年度の4月1日または資格取得日)時点で行われます。



● 健保組合等の被扶養者であった方の軽減について

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等(国保および国保組合は除く。)の被扶養者であった方については、特例措置として所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減され、平成30年度の年間保険料額は22,750円となります。ただし、均等割額の9割軽減又は8.5割軽減にも該当する方については、年間保険料額が4,550円又は6,825円となります。

● 所得割額の軽減について

基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に係る所得割額の軽減特例措置は、平成29年度分の保険料をもって終了となりました。

お問い合わせ先

● 広島県後期高齢者医療広域連合

〒730-8626 (代表) 082-502-7822
広島市中区東白島町19番49号国保会館5階

(保険料関係について) 082-502-3060

(被保険者証について) 082-502-3010

(保険給付について) 082-502-3030

● お住まいの市区町の後期高齢者医療制度担当窓口(裏面をご覧ください)

入院時の食事負担額が見直しになります

入院と在宅療養の負担の公平等を図るため、入院時の食事負担額が平成30年4月から見直しになります。

現 行 平成30年4月から

区 分	負担額(1食)	負担額(1食)	
住民税課税世帯	360円	460円	
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	210円	変更なし
	長期入院 該当者	160円	変更なし
	低所得Ⅰ (住民税非課税で 一定所得以下)	100円	変更なし

※ 引き上げ対象者のうち、指定難病患者の方等は負担額が据え置かれます。



住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院等の窓口で提示することにより、左記表の住民税非課税世帯の負担額が適用されます。(提示しない場合は、住民税課税世帯の負担額が自己負担になります。)
住民税非課税世帯の方で、この減額認定証をお持ちでない方は、市区町の担当窓口申請してください。

個人番号(マイナンバー)の提示・記入をお願いします



個人番号の利用が開始され、一部の事務で個人番号の記入をお願いしています。記入するためには、個人番号が正しいかの確認と本人であることの確認の両方を必要としています。事務の際には、次のものをご持参ください。

- 個人番号が正しいかの確認…通知カードや個人番号カード(マイナンバーカード)(※1)など
- 本人であることの確認………運転免許証やパスポートなど顔写真付の身分証明書の提示、顔写真付の身分証明書が無い場合は、被保険者証・介護保険被保険者証・年金手帳などから二つの書類を提示するなどの方法があります。

※1 個人番号カード(マイナンバーカード)の場合は、顔写真付のため、本人であることの確認書類は省略できます。

●個人番号を電話でお聞きすることはありませんので、聞かれても絶対に教えないでください。

ご存知ですか? ジェネリック医薬品

医師から処方される薬には、先発医薬品とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。ジェネリック医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同等の効能があると厚生労働省から認められているお薬で、一般的に低価格であるため、薬代の負担も軽減されます。

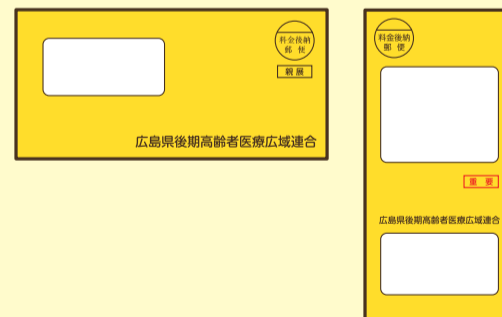


●ジェネリック医薬品への切り替えは、医師・薬剤師と十分にご相談ください。

広島県後期高齢者医療広域連合からの通知をご確認ください

平成30年度から被保険者の皆様にお送りする被保険者証、高額療養費支給の通知、医療費のお知らせなどの広島県後期高齢者医療広域連合からの通知は、順次「黄色」の封筒に変更してお送りします。

皆様への大切な通知ですので、郵便物が届いた際には、必ずご開封いただき、内容をご確認ください。



市区町の担当窓口一覧

市区町名	後期高齢者医療制度担当窓口	市区町名	後期高齢者医療制度担当窓口	市区町名	後期高齢者医療制度担当窓口
広島市	保険年金課 082-504-2158	三原市	保険医療課 0848-67-6056	府中町	保険年金課 082-286-3154
中区	健康長寿課 082-504-2570	尾道市	市民税課 0848-38-9145	海田町	長寿保険課 082-823-9609
東区	健康長寿課 082-568-7730	福山市	後期高齢者医療課 084-928-1411	熊野町	住民課 082-820-5604
南区	健康長寿課 082-250-4107	府中市	健康医療課 0847-43-7137	坂町	税務住民課 082-820-1503
西区	健康長寿課 082-294-6218	三次市	市民課 0824-62-6134	安芸太田町	住民生活課 0826-28-2116
安佐南区	健康長寿課 082-831-4941	庄原市	保健医療課 0824-73-1155	北広島町	町民課 050-5812-1854
安佐北区	健康長寿課 082-819-0585	大竹市	保健医療課 0827-59-2141	大崎上島町	住民課 0846-65-3114
安芸区	健康長寿課 082-821-2808	東広島市	国保年金課 082-420-0933	世羅町	健康保険課 0847-25-0134
佐伯区	健康長寿課 082-943-9729	廿日市市	保険課 0829-30-9160	神石高原町	福祉課 0847-89-3335
呉市	保険年金課 0823-25-3156	安芸高田市	保険医療課 0826-42-5619		
竹原市	市民課 0846-22-7734	江田島市	保健医療課 0823-43-1639		

※平成30年4月1日以降に市区町の担当窓口の課名などが変わる場合があります。